本ファイルでは、当社が発行した劣後債に関する契約内容を、取引種類毎にまとめて記載しております。対象となる劣後債は、掲載順に以下のとおりです。

- ・期限付劣後債(期限前償還条項有)のうち、変動利付のもの
- ・期限付劣後債(期限前償還条項有)のうち、固定/変動利付のもの
- ・期限付劣後債(任意期限前償還条項無)のうち、固定利付のもの
- ・永久劣後債(期限前償還条項有)のうち、固定/変動利付のもの

なお、当該劣後債はユーロ MTN プログラムから発行されております。社債要項に相当する契約条項はこの MTN プログラムに定められておりますので、ウェブページ上に別添の「当社ユーロ MTN プログラムの目論見書 (Prospectus)」(2011年12月16日改訂版)についてもあわせてご参照下さい。

## 期限付劣後債(期限前償還条項有)のうち、変動利付のもの

24710	門方役員(粉段削員返示項目)のフラ、支動作門のでの	
1	発行者	三菱 UFJ 信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本 に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係 る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算人)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	ユーロ MTN プログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	108 億円
	単体自己資本比率	108 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	108 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	
12	償還期限の有無	有
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(*) 当局の事前 承認を得た上で元本全額弁済 (*) 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関 する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨 五入)	当初の変動金利: 6ヵ月円 LIBOR + 1.45% 初回償還可能日以降の変動金利: 6ヵ月円 LIBOR + 2.95%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	
25	転換の範囲	
26	転換の比率	
27	転換に係る発行者の裁量の有無	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	
32	元本の削減が生じる範囲	
33	元本回復特約の有無	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達 手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」: ウェブページに別添の「当社ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年12月16日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

## 期限付劣後債(期限前償還条項有)のうち、固定/変動利付のもの

1	発行者	三菱 UFJ 信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本 に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係 る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	ユーロ MTN プログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	30 億円
	単体自己資本比率	30 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	30 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	
12	償還期限の有無	有
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(* ) 当局の事前 承認を得た上で元本全額弁済 (*) 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関 する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨 五入)	固定金利部分 : 2.53% 変動金利部分 : 6ヵ月円 LIBOR + 2.95%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	
25	転換の範囲	
26	転換の比率	
27	転換に係る発行者の裁量の有無	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	
32	元本の削減が生じる範囲	
33	元本回復特約の有無	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達 手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」: ウェブページに別添の「当社ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年12月16日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

## 期限付劣後債(任意期限前償還条項無)のうち、固定利付のもの

1	発行者	三菱 UFJ 信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本 に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係 る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算人)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	ユーロ MTN プログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	100 億円
	単体自己資本比率	100 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	100 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	
12	償還期限の有無	有
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(* )当局の事前 承認を得た上で元本全額弁済 (*) 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関 する概要	

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨 五入)	2.61%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	
25	転換の範囲	
26	転換の比率	
27	転換に係る発行者の裁量の有無	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	
32	元本の削減が生じる範囲	
33	元本回復特約の有無	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達 手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」: ウェブページに別添の「当社ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年12月16日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

## 永久劣後債(期限前償還条項有)のうち、固定/変動利付のもの

1	発行者	三菱 UFJ 信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本 に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係 る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算人)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	ユーロ MTN プログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20 億円
	単体自己資本比率	20 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	20 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(* ) 当局の事前 承認を得た上で元本全額弁済 (*) 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関 する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨 五入)	固定金利部分 : 1.93% 変動金利部分 : 6ヵ月円 LIBOR + 2.10%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁 量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	有
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	
25	転換の範囲	
26	転換の比率	
27	転換に係る発行者の裁量の有無	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	
32	元本の削減が生じる範囲	
33	元本回復特約の有無	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達 手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	上位劣後債務 (期限付劣後債務)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」: ウェブページに別添の「当社ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年12月16日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。